

(お知らせ)

住宅防音工事済み住宅のリフォーム等 を行う場合の注意事項について

九州防衛局では、住宅防音工事（防音工事及び機能復旧工事）に係る補助金の交付を行っていますが、住宅防音工事の実施により取得した財産又は効用の増加した財産（冷暖房機や防音サッシ等）については、補助金適正化法（※1）等の規定により、工事完了後においても善良な管理者の注意をもって管理することとされており、また、それらの財産の処分（※2）は一定期間制限されています。

（※1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

（※2）補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等

このため、住宅防音工事済みの住宅について、リフォーム、増築、建て替え、取り壊し、譲渡等（以下「リフォーム等」といいます。）を行う場合には、補助金適正化法等に基づく財産処分手続きを行う必要があります。また、リフォーム等により、防音区画が保持されていない等、防音上著しい問題がある場合には、空気調和機器や防音建具の機能復旧工事（参考参照）の対象とすることができませんので、ご注意ください。

（なお、リフォーム等で防音区画を変更した場合であっても、故障した防音建具を一時的に交換している場合等には機能復旧工事の対象となる場合があります。）

住宅防音工事済み住宅について、リフォーム等をお考えの方は、事前に九州防衛局にご相談ください。

(参考)

●空気調和機器機能復旧工事

（住宅防音工事で設置したエアコン等の取り替え工事）

【補助対象（概要）】

防音工事により設置され、工事完了の日から10年以上が経過し、現にその機能の全部または一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機（エアコン）、換気扇など）が機能復旧工事の対象となります。

●防音建具機能復旧工事

（住宅防音工事で設置した防音サッシ等の取り替え工事）

【補助対象（概要）】

防音工事により設置され、工事完了の日から10年以上が経過し、現にその機能の全部または一部を保持していない防音建具（外部用防音サッシ・ドアなど）が機能復旧工事の対象となります。

【問い合わせ先】九州防衛局企画部防音対策課
TEL 092-483-8824